

愛荘町町税条例で指定された団体の寄附金に関する事務処理要領

1. 制度の概要について

(1)個人住民税の寄附金控除制度とは

本制度は、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金の中から都道府県・市区町村がそれぞれの判断で条例により指定した寄附金について、条例指定した地方自治体に住所を有している寄附者が個人住民税の寄附金税額控除を受けられるというものです。

(2)控除額

寄附金税額控除額については、寄附金の額（寄附金の合計額が総所得金額等の30%を上回っている場合、総所得金額等の30%）から2千円を除いた額の6%を町民税額から差し引くというものです。なお、県の条例指定団体にも該当する場合は、寄附金から2千円を除いた額の4%を県民税額から別途差し引くこととなります。

【寄附金税額控除の額の計算式】

□寄附金の額 < 所得の30% … (寄附金の額 - 2千円) × 6%

□寄附金の額 ≥ 所得の30% … (所得の30% - 2千円) × 6%

(3)寄附金税額控除の手続き

個人住民税からの寄附金控除を受けるためには、寄附をした方からの申告が必要となります。

【手続方法】

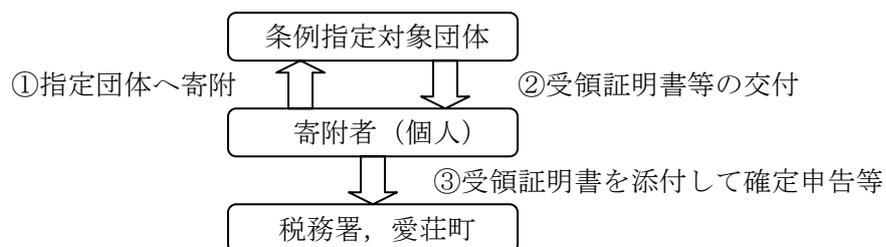
①対象団体へ寄附

②寄付先から寄附金受領証明書を受領

③寄附金控除について申告（翌年3月15日まで）

※毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について、②で受け取った寄附金受領証明書を添付して、翌年の2月16日から3月15日（平日のみ）までに所得税の確定申告等を行ってください。

※所得税の電子申告（e-Tax）を利用する場合、寄附金受領証明書の添付は省略することができます。（ただし、5年間は自ら保存することが必要です。）



2. 事務処理について

事務処理は、次の二点となります。

(1)寄附金受領証明書の交付

寄附金を受けた場合には、寄附者が控除の申告ができるよう寄附金受領証明書を交付してください。申告の際には、寄附金受領証明書の添付が必須条件となっています。

寄附金受領証明書は、様式1に次の4点を必ず記載し、作成してください。

- ①寄附者の住所
- ②寄附者の氏名
- ③受領した寄附金の額
- ④寄附金を受領した年月日

(2)寄附金名簿の作成、保存、送付

愛荘町に住所を有する個人の方から寄附金を受けた場合は、寄附の明細を一覧にした愛荘町寄附者名簿を1年（暦年：1月1日から12月31日の期間）ごとに作成してください。作成した愛荘町寄附者名簿は7年間保存し、受領証明書の再交付などにご活用ください。

寄附者名簿は、様式2に次の4点を記載し、作成してください。

- ①寄附者の住所
- ②寄附者の氏名
- ③受領した寄附金の額
- ④寄附金を受領した年月日

寄附者名簿は、寄附を受けた翌年の3月15日までに愛荘町役場税務課住民税係まで送付してください。

〔送付先〕〒529-1380 愛荘町愛知川72番地 愛荘町役場税務課住民税係

※個人情報を含むため、Faxや電子メールでの送信はご遠慮ください。

3. 寄付者への周知事項について

寄附者に対して次の(1)～(3)の事項について、周知をお願いします。

(1)寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

町民税の寄附金税額控除を受けるためには、「寄附金税額控除申告書」の提出が必要になります。また、県の条例指定がある場合も上記の申告書で手続きを行うこととなります。

ただし、所得税の寄附金控除と町民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。上記「寄附金税額控除申告書」では、所得税の寄附金控除は受けられませんのでご注意ください。

※所得税の確定申告をされた方は、「寄附金税額控除申告書」の提出は不要です。

(2)申告に当たっては、貴団体が交付した寄附金受領証明書が必要です。

寄附金受領証明書の交付については、貴団体の事務処理としてお願いしていますが、これは、寄附者が確定申告等する際に添付するためです。

寄附金受領証明書交付の際には、確定申告等に添付するものであることをお伝えください。

なお、従前の受領証に寄附者の住所等、全ての事項が記載されていれば、様式 1 の証明書を新たに交付する必要はありません。

(3)寄附を行った年の翌年 1 月 1 日に愛荘町にお住まいであれば愛荘町で寄附金税額控除を受けることができます。

本制度は、寄附金を支払った年の翌年 1 月 1 日に住んでいる各都道府県および市町村の条例で寄附先が指定されていれば適用されるものです。

したがって、寄附の時点では愛荘町に住んでいなかったとしても、寄附金を支払った年の翌年 1 月 1 日時点で、愛荘町にお住まいの場合は、愛荘町で寄附金税額控除の適用を受けられます。逆に、寄附金を支払った年の 12 月 31 日までに、寄附者が愛荘町から転出された場合、愛荘町で寄附金税額控除の適用は受けられません。

寄附金を支払った年の翌年 1 月 1 日時点で愛荘町に住んでいない方につきましては、寄附を行った先が住所地の所在する都道府県および市町村の条例で指定されているかどうかを確認する必要があります。転出先の市町村の条例に同様の規定があれば、転出先市町村で税額控除の適用を受けることになります。